第３次野木町男女共同参画プラン

概要版

【野木町ＤＶ等防止基本計画】
【野木町女性の活躍推進計画】

令和３年度～令和７年

～男女ともいきいき活躍できるまち～

令和３年３月
野 木 町

男女共同参画社会とは

男性も女性も、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮でき、家庭、学校、地域及び職場などで支え合うことができる社会のことです。

計 画 の 概 要

1.プラン策定の趣旨

本町では、平成２３年３月に「野木町男女共同参画プラン」、平成２８年３月には「第２次野木町男女共同参画プラン」を策定し、「男女ともいきいき活躍できるまち」を将来像とし、一人ひとりが人権意識を持ち、男女が互いに人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組みを行ってきました。

この間わが国では、少子高齢化や人口減少社会の本格化、未婚・単身世帯の増加、グローバル化、頻発する大規模災害などの社会経済環境や人々の価値観、生活スタイルなどが急激に変化してきました。こうした状況の中、将来にわたり持続可能でよりよい地域社会をつくっていくことが重要な課題となります。

また、平成２７年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、各分野への女性参加が進み、新たな価値や付加価値が生み出されるなど期待と関心が高まっています。

しかし、家庭や職場、地域社会において、男女の固定的な性別役割分担意識が未だに根強く存在し、女性の参画は十分とは言えず、性差に関する偏見や配偶者等に対する暴力など、多くの課題が依然として存在しています。

こうした現状を踏まえて、これまでの取組みの成果や新たな課題に取組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けての目標を定め、施策の総合的、計画的に推進するため第３次となる「野木町男女共同参画プラン」を策定するものです。

なお、本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」に基づく「市町村ＤＶ防止基本計画」及び「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」を包含しています。

2.プランの性格と位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法第１４条第３項に基づく、市町村男女共同参画計画に位置付けられ、男女がともに尊重しあい社会のあらゆる分野において性別に関わらず個性と能力を十分に発揮し喜びや責任を分かち合う「男女共同参画社会」の実現を目指して策定するものです。

また、本プランは、本庁の総合計画の部門的計画のひとつとして位置づけられています。

プランの策定にあたっては、「男女共同参画社会基本法」で示されている基本理念等に基づき、国の「男女共同参画基本計画」や「ＤＶ防止法」、「女性活躍推進法」および県の「とちぎ男女共同参画プラン」等を勘案しているほか、町民を対象としたアンケートを通じて寄せられた意見を取り入れるなど本町の特性や現状を踏まえるとともに、社会情勢などを考慮し策定しています。

なお、本プランは、ＤＶ防止法第２条の３第３項の「市町村ＤＶ防止基本計画」及び女性活躍推進法第６条の２の「市町村推進計画」を包含しており、基本目標３を「野木町ＤＶ防止基本計画」、基本目標５を「野木町女性の活躍推進計画」として位置づけます。

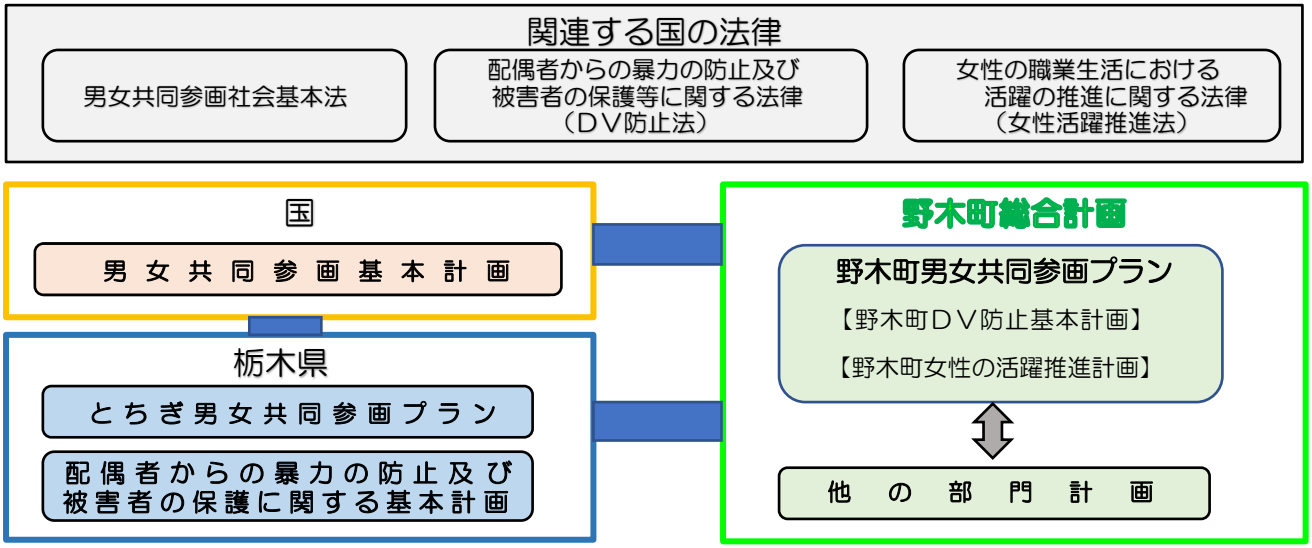

3.プランの期間

本プランの期間は、令和３年度から令７年度までの５年間とします。
ただし、実施状況や社会情勢の変化、新たな課題、国や県の取組み、計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

年度 / 計画	平成								令和						
	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
野木町総合計画・基本構想															
野木町総合計画・基本計画						前期計画					後期計画				
野木町男女共同参画プラン			１次計画			２次計画					３次計画				

将　来　像

男女ともいきいき活躍できるまち

本町では、「男女ともいきいき活躍できるまち」を将来像とし、一人ひとりが人権意識を持ち、男女が互いの人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

基　本　理　念

将来像の実現に向けて、「野木町男女共同参画推進条例」に基づき、以下の５つの基本理念を設定します。

１.男女の人権の尊重

男女の個人としての人権を尊重し、性別による差別的扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会を確保します。

２.固定的な役割分担意識の解消

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行にとらわれることなく、自らの意思で自由な選択ができるよう意識の改革を進めます。

３.政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野における政策、方針の立案及び決定に参画する機会を確保します。

４.ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女が相互に協力し、家庭、学校、職場、地域等において、子どもの養育、家族の介護その他家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

５.国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、他国の人々や国際機関とともに相互協力して取組みます。

施 策 体 系

基本目標１ 男女共同参画の意識づくり	施策の方向１：男女共同参画の意識を高めるための取組み
	施策の方向２：地域活動における男女共同参画の周知
	施策の方向３：学校教育における男女共同参画の啓発活動
	施策の方向４：社会全体における男女共同参画に関する意識づくりと周知活動
基本目標２ 男女共同参画の環境づくり	施策の方向１：家庭で協力しながら子育てや介護ができる仕組みづくり
	施策の方向２：企業や団体における男女共同参画の環境づくり
	施策の方向３：地域における男女共同参画の環境づくり
基本目標３ 配偶者等からの暴力や虐待の根絶の推進 【野木町ＤＶ防止基本計画）	施策の方向１：町民への啓発・広報の充実
	施策の方向２：ＤＶ等防止に関する活動の推進
	施策の方向３：ＤＶ等被害者への支援や相談体制等に関する環境整備
基本目標４ ワークライフバランスの推進	施策の方向１：家庭生活と職業生活を両立させる取組の推進
	施策の方向２：男性に対する男女共同参画の推進
	施策の方向３：人生 100 年時代における健康や生きがいづくりの推進
基本目標５ 女性活躍の推進 【野木町女性の活躍推進計画】	施策の方向１：女性活躍を推進するための体制づくり
	施策の方向２：女性の職業生活をサポートする環境づくり

施 策 の 展 開

基本目標１.男女共同参画の意識づくり

固定化された活動や生き方が定着することがないよう、男女共同参画社会の実現に向け、町民一人ひとりが性別に関係なく、自らの意思と責任により、あらゆる分野に参画し、更にその個性と能力を十分に発揮することができる意識づくりを進めます。

施策の方向	施策
１．男女共同参画の意識を高めるための取組み	①男女共同参画、人権尊重の啓発の推進及び人権に関する学習機会の充実
	②男女共同参画に関する講座等の開催
２．地域活動における男女共同参画の周知	①地域団体に対する啓発と情報提供の推進
	②男女共同参画団体等の自主活動への支援
	③地域活動等における女性登用の促進
３．学校教育における男女共同参画の啓発	①学校教育の充実
	②保護者への意識啓発の推進
	③社会教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進
	④男女共同参画の視点に立った教育活動の推進
	⑤男女共同参画の視点からの国際理解教育の実施及び国際交流の推進
	⑥性に関わる正しい情報提供と啓発の促進による青少年の健全な育成

施策の方向	施策
4．社会全体における男女共同参画に関する意識づくりと周知活動	①男女共同参画社会基本法の理念実現のための啓発の実施
	②広報・ホームページ等を活用する啓発の充実
	③ＮＰＯ・ボランティア活動への男女共同参画の促進
	④男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供
	⑤男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しのための啓発強化
	⑥男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

基本目標２.男女共同参画の環境づくり

男女がともに子育てや介護をしながら働き続けることができる環境を整備するとともに、災害時における男女双方のニーズにあった環境づくりを進めます。

施策の方向	施策
1．家庭で協力しながら子育てや介護ができる仕組みづくり	①多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実
	②妊娠、出産・子育てサポートの充実
	③介護等の地域相互扶助活動の充実
	④男性が参加しやすい育児教室・介護教室等の実施
	⑤子育て支援情報の充実
	⑥介護サービス事業の推進
	⑦在宅福祉サービスの推進
2．企業や団体における男女共同参画の環境づくり	①男女雇用機会均等法等の法律、制度の周知
	②各種ハラスメントの防止のための啓発
	③企業等における女性の登用の促進
	④子育てや介護を理由に離職した人の再就職の支援
3．地域における男女共同参画の環境づくり	①男女共同参画社会を築くためのコミュニティ活動等の支援
	②リーダー養成講座
	③男女がともに協力し、地域で介護を支える体制づくり
	④障がい者や高齢者への相談事業と情報提供の推進
	⑤高齢者、障がい者の自立した社会参加活動の推進
	⑥男女共同参画社会を目指した生涯学習の推進
	⑦男女共同参画の視点による防災対策の推進

基本目標３.配偶者等からの暴力や虐待の根絶の推進【野木町ＤＶ防止基本計画】

本プランは「市町村ＤＶ防止基本計画」を包含したものとし、配偶者等からの暴力や虐待の根絶に向け、関係部署及び関係機関と連携を強化し被害者保護のための基盤の充実を進めます。

施策の方向	施策
１．町民への啓発・広報の充実	①ＤＶ等に関する啓発活動及びＤＶ防止法の周知徹底
	②講演会等による意識啓発
	③広報ツールの活用
	④地域や学校教育におけるＤＶ等防止意識啓発の促進
	⑤災害時等の女性に対するＤＶ等防止対策の推進
	⑥ＳＮＳを通じた性暴力・性被害の未然防止
２．ＤＶ等防止に関する活動の推進	①ＤＶ等及び児童虐待にあったときの相談窓口の周知徹底
	②ＤＶ等及び児童虐待の早期発見・早期対応
	③ＤＶ等対応のマニュアル化
３．ＤＶ等被害者への支援や相談体制等に関する環境整備	①ＤＶ等被害者支援に係る庁内及び関係機関との連携の強化
	②ＤＶ等の被害者に対するカウンセリングや法律相談窓口の周知の徹底
	③ＤＶ相談支援員の設置の検討
	④ＤＶ被害等にあった外国人への対応

基本目標４.ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、男女が多様な生き方を選択・実現できるよう、家庭や職場、地域における男女の意識改革を含めた環境整備を図るとともに、健康や生きがいづくりを生涯にわたって支援するための取組みを推進します。

施策の方向	施策
１．家庭生活と職業生活を両立させる取組の推進	①仕事と生活の調和
	②長時間労働の是正に関する啓発の推進
	③企業に対する有給休暇取得の促進に関する啓発の推進
	④仕事と子育てや介護の両立のための制度の利用促進
	⑤男女による固定的役割分担意識の解消の推進
	⑥放課後児童クラブ（学童保育）の充実
	⑦地域子育て支援拠点の利用促進
２．男性に対する男女共同参画の推進	①男性の家庭参加の推進
	②男性の育児休業・介護休業取得の推進の強化
	③家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示

施策の方向	施策
3．人生 100 年時代における健康や生きがいづくりの推進	①ライフステージ毎の健康づくりの推進
	②食育の推進
	③健康教育、健康相談体制の推進
	④女性の健康づくりの推進
	⑤生涯スポーツの推進
	⑥健康づくりのための公園整備
	⑦教養、文化活動の推進

基本目標５.女性活躍の推進【野木町女性の活躍推進計画】

ポジティブ・アクションの推進等により男女間格差を是正するとともに、女性の活躍を推進するための働き方の見直しやロールモデルの構築等の環境整備を推進します。

施策の方向	施策
1．女性活躍を推進するための体制づくり	①町内におけるワンストップ相談体制の構築
	②多様な主体による協議会の設置の検討
	③公共調達を通じた女性の活躍推進の検討
	④企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進
	⑤女性の活躍推進に積極的に取組む企業への表彰及び周知
2．女性の職業生活をサポートする環境づくり	①管理職を含めた企業トップの意識改革の啓発等の実施
	②女性の活躍推進に対する男性の意識と職場風土の改革
	③起業を考えている女性または実際に起業する女性に対する支援
	④企業へのテレワーク導入支援等女性が働きやすい職場環境の実現
	⑤保育ニーズへの対応
	⑥妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底
	⑦女性の再チャレンジのための支援の促進

プランの推進体制

1．進行管理と評価

プランの確実な実行のためには、定期的・系統的に状況を把握し、目標達成の度合いなど、適切な評価方法を確立することが求められます。

そこで、プランの進行管理を行うとともに、推進状況について公表するほか、評価組織による推進体制を確立するとともに、施策について評価を行います。

PLAN：計画する
・目標の設定
・計画の策定

DO：実行する
・施策の推進
・進行管理

ACT：改善する
・施策の見直し

CHECK：評価する
・課題の分析
・施策の評価

2．推進体制の強化

男女共同参画社会を実現していくうえでの課題は多岐にわたり、プランの推進にあたっては、庁内の推進体制を強化するとともに、国・県・近隣市町・企業・団体等との連携を密にし、協力し合いながら問題解決にあたる必要があります。

★参　考　　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは

- 2015 年に国連で採択された「2030 年までの達成を目指す 17 の目標」
- 国際機関、政府、企業、学術機関、市民社会、子どもも含めた全ての人が、それぞれの立場から目標達成のために行動することが求められています。
- キーワードは「誰ひとり取り残さない」

第３次野木町男女共同参画プラン（概要版）

【野木町ＤＶ防止基本計画】【野木町女性の活躍推進計画】

発　行　令和３年３月

編　集　野木町役場 町民生活部 生活環境課　人権・男女共同係

〒329-0195　栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571

TEL 0280-57-4132　　FAX 0280-57-3945

URL http://www.town.nogi.lg.jp/